

萩テレビ株式会社（以下、当社という）と、当社が設置する施設によるサービスの提供を受ける者（以下、契約者という）との間に締結される契約は、以下の条項によるものとします。

**（当社の提供するサービス）**

第1条 当社は業務区域内の契約者に次のサービスを提供します。

1. 当社が提供する放送サービスは、放送事業者のテレビジョン放送とFM放送を一切変更せず、有線により同時に再放送するサービスです。
  - （1）はあぶコースは、県内の地上デジタル放送及び当社自主制作の自主放送を放送するサービスです。
  - （2）ベーシックコースは、セットトップボックス（以下、STBという）1台貸与と併せて、はあぶコースにBS放送・CS放送を加えた放送サービスです。
  - （3）特別契約利用料金で利用できる有料番組があります。特別契約による有料番組視聴には、それぞれに契約が必要となり、ベーシックコースの利用が前提となります。
2. 上記事業に付帯するサービス事業。

**（契約の単位）**

第2条 加入契約は1世帯（同一の住居で起居し、生計を同じくする者のあつまり、もしくは、独立して住居もしくは生計を維持する単身者）又は1事業所ごとに行ないます。なお、複数世帯が居住する同一建物（集合住宅等）の各世帯、各事業所に分配する施設の場合も同様です。

**（最低利用期間）**

第3条 テレビサービスの最低利用期間は、6ヶ月とします。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の末日までの期間に対応する料金表に定める金額を、一括してお支払いいただきます。

**（契約の成立）**

第4条 加入契約は加入申込者が本契約約款を承認し、当社が定める申込書に必要事項を記入、押印し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しない事ができるものとします。
  - （1）当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
  - （2）加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠った事があるなど本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合
  - （3）加入申込書の記載事項に虚偽、不備がある場合
  - （4）加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合
  - （5）加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
  - （6）料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
  - （7）加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
  - （8）その他、当社の業務に著しい支障がある場合

3. 有料番組(P P V等は除く)を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合は、電話等により当社に申し込むことができる場合があります。また、日本放送協会(以下、NHKという)の受信料契約につきましては、契約者とNHKとの直接契約が必要となります。ただし、当社が取扱う「衛星受信契約の取次業務及び団体一括支払業務」についてはこの限りではありません。
4. 一部の有料番組及びP P V等については、二十歳未満の方、学生の方は利用できないことがあります。
5. 当社は、本人性確認のため本人確認書類の提示を求める場合があります。
6. 当社は、契約が成立しサービス開始日が決定次第、契約者に契約内容の確認・サービス開始に関する事項を書面により通知するものとします。

#### (契約の申込の撤回等)

- 第5条 加入申込者は、申込の日から起算して8日を経過するまでの間又は工事予定日の2日前までに本人の申し出により、その申込の撤回又は契約の解除を行なう事ができるものとします。
2. 加入契約後で引込工事、宅内工事等を着工済み、又は完了済みの場合には、契約者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

#### (初期契約解除制度)

- 第6条 契約者は、初期契約解除制度により以下の通り契約の解除を行うことができるものとします。
- (1) 第4条6項における書面を受領又はサービス開始した日より起算して8日を経過するまでの間に、書面での申し出により本契約の解除を行うことができます。
  - (2) 初期契約解除は、契約解除を行う旨の書面を契約者が発した時に、その効力を生じます。
  - (3) 本制度により解除する場合、損害賠償及び違約金は請求致しません。ただし、契約の解除までの間に提供をしたサービス対価及び既に工事が実施された場合の工事費についてはご請求させていただきます。
  - (4) オプション契約等については、本制度とは別途解約手続きが必要となる場合があります。

#### (契約の有効期間)

- 第7条 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、契約者いずれからも文書等により何ら意思表示のない場合には、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とします。

#### (加入に伴う料金)

- 第8条 契約者は別に定める料金表に従い、下記に掲げる料金を当社に支払うものとします。
- (1) 加入契約料、引込工事料等、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月10日に当社が別に定める方法により支払うものとします。
  - (2) サービス期間を設け、加入料、工事料等の特別割引を行なうことがあります。ただし、既加入者には適用しないものとします。
  - (3) 経済環境の変動その他の事情により加入料、工事料を改定することがあります。ただし、既加入者には適用しないものとします。

#### (利用料金)

- 第9条 契約者は、サービスの提供を開始された日の属する月の翌月から、当社が別に定める料金表に基づき利用料金を支払うものとします。
2. 契約者は、利用料金の支払いの発生した月の毎10日に当月分を当社が別に定める方法により支払うものとします。
  3. 当社は、経済環境の変動その他の事情により1項の利用料金を改定する事があります。

4. 当社が設定した月額利用料には、NHKの放送受信料及び日本衛星放送株式会社（以下、WOWOWという）、その他の有料放送料は含まれておりません。NHK及びWOWOW以外の有料放送は、当社が契約を代行し利用料の課金をいたします。
5. NHKの受信料は、契約者が別途NHKと契約のうえ、お支払い願います。ただし、当社が取次業務を行う衛星受信契約及び団体一括支払制度に申込みをすることができます。
6. WOWOWとの契約は、契約者との直接契約とし、利用料はWOWOWとの間で定めた支払方法となります。
7. 当社が、第1条に定める全ての業務を、1ヶ月の内継続して10日以上行なうことができなかつた場合は、当該月の利用料金は第1項の規定にかかわらず無料とします。ただし、天災地変その他当社の責任に帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

#### **（施設の設置・管理及び費用の負担など）**

- 第10条 当社は本施設のうち放送センターから契約者の引込先の光変換装置（以下、V-ONUという）及び電源ユニット（以下、「PSU」という）又は保安器までの施設を所有し管理します。
2. 契約者は、最寄りの端子函（以下、クロージャーという）からV-ONU、又は分岐器（以下、タップオフという）から保安器までの引込に要する費用及びV-ONU又は保安器の出力端子以降のすべての施設（PSU除く）に要する費用を負担するものとします。

#### **（設置場所の無償使用）**

- 第11条 当社は、施設を設置するために必要最小限において、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、施設等は無償で使用できるものとします。
2. 契約者は、契約の終結について、地主、家主その他利害関係者がいるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

#### **（一時停止）**

- 第12条 契約者は、当社のサービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合には、直ちに当社に申し出るものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金は無料とします。
2. 契約者は当社のサービスの提供の一時停止、再開を希望する場合はその工事及び手数料を当社に支払うものとします。

#### **（当社の保守責任及び免責事項）**

- 第13条 当社は、当社が所有する施設の維持管理を負うものとします。ただし、契約者は当社が維持管理の必要上又は気象条件により、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。この場合、事前に契約者にその旨知らせるものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
2. 当社の保安責任範囲は、放送センターからV-ONU（PSU含む）又は保安器までとし、その施設に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。
  3. 当社は、契約者から施設に異常がある旨、申し出があつた場合は、これを調査し必要な措置を講じるものとします。ただし、V-ONU又は保安器の出力端子以降の施設及び受信機等（PSU、STBを除く機器）に起因する場合は契約者の責任とし修復に要する費用は契約者負担とします。なお、STBの不具合（第23条3項の場合を除く）による場合は当社の責任において交換するものとします。
  4. 契約者は、当社もしくは当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行なう場合、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。
  5. 契約者は、加入後の故意又は過失により、当社の施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

6. 当社は、契約者の故意又は過失により生じた事故や損害に対する賠償には応じません。
7. 当社は、天災、事変その他、当社の責任に帰すことのできない事由及び第1項、第2項、第3項によるサービスの提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

#### **(設置場所の変更)**

第14条 契約者は、次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとし、その変更に必要な費用は契約者が負担するものとし、

- (1) 変更先が同一敷地内又は同一建物内の場合。
- (2) 変更先が当社の業務区域内でかつ最寄りのクロージャール又はタップオフに余裕がある場合。

#### **(名義変更)**

第15条 当社は、相続または特に当社が認める場合のみ、契約者の名義変更を認めるものとし、

2. 新加入者は当社の承認を得て、旧加入者の権利義務を継承し名義を変更するものとし、尚、名義変更の際、工事又は調整が必要な場合はその実費を負担するものとし、

#### **(加入申込書記載事項の変更)**

第16条 契約者は、加入申込書記載の内容の変更を希望する場合は、当社に申し出るものとし、申し出があった場合、当社は速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2. 前項のほか、加入申込書に記載した事項（住所・電話番号・口座）について変更がある場合は、契約者は速やかに当社に申し出るものとし、
3. 契約者がそれを怠ったために、当社からの郵便物が発送されたにもかかわらず契約者に送達できなかったときこの郵便物は発送された日をもって送達されたものとし、

#### **(放送内容の変更)**

第17条 当社は止むを得ない事情により放送しているチャンネル又は放送内容を予告なしに変更する事があります。尚、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

#### **(無断視聴の禁止)**

第18条 契約者が、デジタルコピーならびにテープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。当社は無断視聴者を確認した場合は契約者または第三者に次の損害賠償を請求するものとし、

- (1) 加入金相当額
- (2) 当社が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの間の利用料相当額。
- (3) 無断視聴に要した設備の撤去費用

#### **(加入者の禁止事項)**

第19条 契約者は、当社に無断で施設の改変、補修、増設及び他の機器等を接続することはできないものとする。

2. 契約者は、当社が貸与した受信機（STB）以外の施設機器を接続して、当社の施設を利用した場合には、当社の請求する「損害額に相当する違約金」を支払わなければならないものとし、

#### **(契約の解約)**

第20条 契約者は、契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の7日以上前にその旨を当社に申し出るものとし、

2. 解約の場合、契約者は第9条の規定による利用料金（解約月の利用料）を含むすべての必要な料金を支払うものとし、あわせて、第8条（2）の特別割引を受けた契約者は、その期間内においては加入時に定められた解約金を支払うものとし、
3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しは致しません。

4. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等の回収とクローガーからV-ONU又はタップオフから保安器までの撤去工事を原則として行います。
5. 解約の場合、契約者はクローガーからV-ONU又はタップオフから保安器までの撤去料を負担するものとします。
6. 契約者は、本条に定める解約、及び停止・解除に定める解除の場合、直ちに機器等を返却するものとします。返却がない場合は、その損害分を請求するものとします。
7. 契約を解約した場合でも故意又は過失によって解約前に生じた契約者の保障責任及び負うべき義務は失効しないものとします。

#### **(加入者の義務違反による停止及び解除)**

第21条 当社は、契約者が利用料金の支払い遅延等、本約款に違反する行為があった場合は、サービスの提供を停止するか、あるいは契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、契約者が1ヶ月でも月額利用料の支払いを遅滞した場合、電話もしくは書面による通知のうえ、放送サービスを一時停止するものとし、契約者は料金を当社の指定する期日までに当社が別に定める方法により支払うものとし、尚かつ毎月支払いを怠る場合は、サービスの停止又は強制解約できるものとします。
3. 強制停止、強制解除となった場合にも、第20条と同様の支払をするものとします。

#### **(料金等の支払い方法)**

第22条 契約者は、加入料、工事料、利用料及びその他の条項に定めた費用等について当社が指定する以下の方法で期日までに支払うものとします。契約者は、方法について当社所定の書類に必要な事項を記載のうえ提出するものとします。

- (1) 当社の指定する金融機関での口座振替（振替日は毎月10日）。ただし、振替日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、翌営業日とします。
  - (2) 当社の指定するクレジットカード。なお、この場合の支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。
2. 何らかの理由で当社が指定する期日に支払いがなされなかった場合は、当社の指定する期限内に当社が別に定める方法により支払うものとします。
  3. 利用料等について、何らかの理由で料金の過払いが生じたときは、契約者に連絡の上、当社は原則、翌月の料金に充当します。

#### **(機器等の貸与)**

第23条 STB本体及びリモコン、FTTHエリアにおいてはV-ONU及びPSU、その他エリアにおいては保安器は当社の所有とし、契約者に貸与するものです。契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

2. 解約又は当社が行う契約の解除の場合は、当社に返却するものとします。
3. 契約者は何らかの理由で前項の返却が不能となった場合、あるいは故意又は過失による故障、破損、紛失の場合は、その損害の相当分を当社に支払うものとします。
4. 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

#### **(B-CASカードの取扱い)**

第24条 B-CASカードをSTB1台に1枚を貸与します。

2. STBに挿入されるB-CASカード(CATV専用)に関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

#### (C-CASカードの貸与)

第25条 C-CASカードをSTB1台に1枚を貸与します。

2. C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は解約及び停止の規定により解約又は当社が行う契約の解除を行うまで、STBに常時装着された状態で使用し、善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。
3. 契約者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、C-CASカードを交換することがあります。
4. 契約者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分をすることは出来ません。
5. 契約者は、C-CASカードの複製、翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること、日本国外に輸出又は持ち出す事は出来ません。

#### (C-CASカードの紛失等)

第26条 契約者は、C-CASカードを紛失又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出なければなりません。

2. 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される前に、第三者により使用された場合は、PPV等に係る料金は契約者の負担となります。

#### (C-CASカードのパスワードクリア)

3. STBの視聴制限パスワードの設定をクリアするには、当社に届け出の上、指示に従って行うものとします。

#### (C-CASカードの再発行)

第27条 当社は、C-CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、契約者は、別に定めるC-CASカード再発行手数料を支払わなければなりません。

#### (C-CASカードの返却)

第28条 契約者は、第20条(解約)及び第21条(停止・解除)の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

#### (加入者に係る情報の取扱い)

第29条 当社は、サービスを提供するために必要な契約者に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し適切に取り扱います。また、加入申込者及び契約者が当社に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱います。

2. 前項により、収集し知り得た契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、及びその他当社が別に定める契約者に関する情報は、次の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
  - (1) サービスの提供を開始、継続、または終了する為に利用する場合
  - (2) 当社が提供するサービス(有線テレビジョン放送、インターネット接続サービス及びそれぞれの付加機能、追加サービス等を含みます。)の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
  - (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約・休止理由の調査、分析を行う場合
  - (4) 契約者から個人の取扱いに関して、新たな同意を求めため利用する場合
3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を経営委託先に預託する場合があります。
4. 当社は、次の場合を除き、保有する加入者個人情報を、本人以外の第三者に提供しないものとします。

- (1) 本人の同意がある場合
  - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲でクレジット会社等金融機関に個人情報を開示する場合
  - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法218条）がなされる場合
  - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
  - (5) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
  - (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合
5. 当社は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報保護方針を遵守するため個人情報保護責任者を配置し社内にお問い合わせ窓口を設けております。

#### **(準拠法)**

第30条 この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### **(管轄裁判所)**

第31条 加入契約により生じる一切の訴訟については、当社の本社所在地を管轄裁判所とします。

#### **(定めなき事項)**

第32条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、契約者はお互いに本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

#### **(約款の改定)**

第33条 当社は、総務大臣に届け出た上、本約款を改定することがあります。

この場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 変更後の内容は当社のホームページ (<http://www.haginet.ne.jp>) で開示します。

附則 (1) 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

- (2) 従来の加入規約に加え、新たにケーブルテレビ加入契約約款とします。
- (3) 本約款は平成18年10月1日より施行します。
- (4) 消費税率の改定により、平成26年4月1日より消費税率8%を適用しました。
- (5) サービスエリアの一部を光ケーブル（FTTH）化に伴い、平成26年8月1日より設備名等の追加をしました。
- (6) 電気通信事業法改正に伴い、平成28年5月21日より契約に関する書面の発行、初期契約解除制度の追加等を行いました。
- (7) 事業譲渡に伴い、令和元年8月30日より社名変更をしました。
- (8) 消費税率の改定により、令和元年10月1日より消費税率10%を適用しました。
- (9) 消費税総額表示の義務化に伴い、令和3年4月1日より料金表等に税込金額を併記しました。
- (10) グリーンチャンネルの料金改定に伴い、令和3年9月1日より金額を変更しました。
- (11) クレジットカード払いの導入に伴い、令和4年1月1日よりクレジットカード支払いに関する項目を追加しました。
- (12) フジテレビNEXTの料金改定に伴い、金額を変更しました。
- (13) 有料番組料金表に「衛星劇場」を追加しました。
- (14) スターチャンネルの料金改定について追記しました。
- (15) 加入料改定に伴い、金額を変更しました。
- (16) スターチャンネルの名称変更に伴い、記載を変更しました。

《 料金表 》

・加入料、工事料、利用料

項目		内容	金額
加入料		1世帯あたり	10,000円(税込11,000円)
標準引込工事料(1世帯あたり)		戸建て、一部集合住宅	20,000円(税込22,000円)
		弊社設備を有する集合住宅等	7,000円(税込7,700円)
解約撤去工事料(引込み線撤去)		1世帯あたり	6,000円(税込6,600円)
利用料(月額)	ベーシックコース	基本契約1世帯あたり (STB1台貸与)	4,000円(税込4,400円)
		STB追加利用料 1台につき月額	1,000円(税込1,100円)
		プラスオプション利用料 ご利用中のSTB1台につき月額	500円(税込550円)
	はあぶコース	基本契約1世帯あたり	700円(税込770円)
その他工事料等		コース変更(はあぶ→ベーシック)	3,000円(税込3,300円)
		コース変更(ベーシック→はあぶ)	1,500円(税込1,650円)
		変更工事料(引越等の引込線変更)	20,000円(税込22,000円)
		分配工事	7,000円(税込7,700円)～
		LAN録設定	3,000円(税込3,300円)
		STB交換	1,000円(税込1,100円)
		上記以外	1,000円(税込1,100円)～

・最低利用期間内解約金

ベーシックコース	4,000円×残月数	不課税	はあぶコース	700円×残月数	不課税
----------	------------	-----	--------	----------	-----

・有料番組料金表(月額)

番組名	金額	備考
BS 10 スターチャンネル	1,800円(税込1,980円)	
WOWOW	2,300円(税込2,530円)	WOWOWとの直接契約及び支払
J SPORTS 4	1,300円(税込1,430円)	
フジテレビNEXT	1,600円(税込1,760円)	
東映チャンネル	1,500円(税込1,650円)	
グリーンチャンネル	1,000円(税込1,100円)	
衛星劇場	1,800円(税込1,980円)	
ゴールデンアダルトセット	3,000円(税込3,300円)	レインボーチャンネル、ミッドナイトブルー、パラダイステレビ
レインボーチャンネル	2,300円(税込2,530円)	
NHK BS、BSプレミアム4K	NHKBS契約	NHKとの直接契約又は萩テレビBS取次契約

※税率改定となった場合は改定税率を適用させていただきます。